

令和8年度 第1回農業委員会総会 (8.4.20)

開 会 午後3時 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和8年度・第1回農業委員会総会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい  
ませんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 14番 酒井委員、15番 高橋委員にお願いします。

**第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件**

---

議 長～ 1番 申 請 者  
2番 申 請 者  
3番 申 請 者

以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第4号議案の現地調査につきましては、4月15日午前に  
1番竹内委員、2番中村委員及び事務局、同日午後11番小川委員、  
6番清水委員及び事務局とで行っております。

1番から3番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業  
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、カキ、キウイ、ブルーベリーが栽培されておりました。また、サツマイモ、  
ジャガイモ、夏野菜を作付けするために、耕運されておりました。一部、下草の管  
理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行  
いました。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、トウモロコシ、夏野菜を作付けするために綺麗に耕運されておりました。  
適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ジャガイモ、タケノコ、ミカン、キウイ、ニンニク、タマネギが作付けされておりました。一部、下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上3件を従事者として証明することに決定いたします。

## **第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件**

---

議長～ 4番 申請者  
5番 申請者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番及び5番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するものでございます。

4番

現地案内図は、4ページ4番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ジャガイモ、サトイモが作付けされておりました。また、果樹を栽培する予定の畑については、耕運されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ5番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ネギ、エダマメ、ブロッコリーが作付けされておりました。また、ハウスではユリ、金魚草、ストックなどが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

### **第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

---

議 長 ～ 6番 申 請 者  
7番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 6番及び7番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

6番  
現地案内図は、6ページ、6番です。  
1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ヒラドツツジ、ツゲが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 7番  
現地案内図は、7ページ、7番です。  
11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ジャガイモ、コマツナが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

### **第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件**

---

議 長 ～ 8番 申 請 者  
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 8番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

8番  
現地案内図は、8ページ、8番です。  
1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 番竹内委員～ 現地は、トウモロコシ、ソラマメが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。  
以上が今月の議案でございます。  
次に、3月11日から4月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

### 専決処理規程による会長専決の報告について

#### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

---

議 長～ 9番 申 請 者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

9番

現地案内図は、9ページ、9番です。

転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を4月3日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

**第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)**

---

議 長～

- 10番 譲受人  
譲渡人
- 11番 譲受人  
譲渡人
- 12番 譲受人  
譲渡人
- 13番 譲受人  
譲渡人

以上4件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 10番

現地案内図は、10ページ、10番です。  
転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。  
現況は公衆用道路でございます。

11番

現地案内図は11ページ、11番です。  
転用目的は障害者通所施設で、権利の内容は所有権の移転です。  
現況は畑でございます。

12番

現地案内図は12ページ、12番です。  
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。  
転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月25日及び  
4月3日をもって行いましたので報告いたします。  
以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

## 生産緑地の取得あっせんについて

---

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

14番

現地案内図は、13ページ、14番です。

15番

現地案内図は、14ページ、15番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。